

個別避難計画の作成を進めています！

— 災害発生時の避難支援のために —

■ 個別避難計画とは

個別避難計画とは、高齢者や障がい者など、自力での移動や情報の入手が困難であるなど、災害時に何らかの支援が必要となることが考えられる人（要援護者）の逃げ遅れを防ぐために作成する計画です。計画には、要援護者一人ひとりに、避難先、避難の手助けをする方、配慮が必要なことなどを記載します。大阪市では自主防災組織が作成し、区役所に提出する手順となっています。

※近年の災害において、多くの高齢者や障がい者の方々が犠牲になっていることを受け、令和3年5月、災害対策基本法が改正され、個別避難計画を作成することが市町村の努力義務となり、おおむね5年で作成することを目標としています。

■ 要援護者とは

災害時や日常生活においても何らかの手助けを必要とする方、すなわち**災害時にひとりでは避難することが困難**な方のことです。



介護が必要な方

要介護3以上、
認知症高齢者の
日常生活自立度Ⅱ以上



日常生活に
支援が必要な方

障がい手帳1,2級
視覚障がい者等



薬や医療装置が
常に必要な方

難病患者、
医療機器装着者等

■ 要援護者名簿（つながり名簿）とは

大阪市として把握している要援護者のうち、個人情報の提供について本人同意が得られた方の情報が記載された名簿で、港区では約2,800人となっています（令和4年4月末現在）。地域の限られた関係者や区役所などで共有することで、日ごろは見守り活動に役立てており、大きな災害時には避難支援や安否確認のために活用します。個別避難計画の策定にあたっては、つながり名簿の内、名前、性別、住所、電話の4つの情報を地域の自主防災組織に提供します。

■ 問合せ先

港区役所 協働まちづくり推進課
（安全・安心グループ）

TEL：6576-9881
FAX：6572-9512

保健福祉課
（福祉グループ）

TEL：6576-9857
FAX：6572-9514

支援者の役割：避難支援の流れ

STEP 1 日ごろの見守り



声かけ
あいさつ
気配り
目配り

災害時にどんな
連絡手段が必要
か等たずねる

日ごろのつながりや見守りの延長で災害時の避難支援を行います。できる範囲で、声かけや普段と違った様子はないか、など気配り・目配りを心がけてください。

個別避難計画の作成（継続している場合は、1年に1回程度更新します）

STEP 2 災害発生時

災害発生時、個別避難計画に沿って、支援者は避難支援を行います。

避難準備情報 等 発令



まずは、支援者ご自身と家族の身の安全を確保してください！

避難支援開始

個別避難計画をもとに必要な応じて自主防災組織や地域の関係者と連携しながら行動してください。

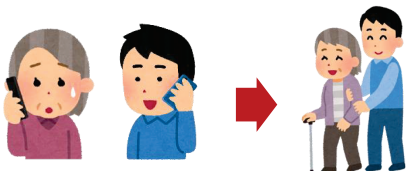


情報共有



被害状況、
避難方法など

安否確認・避難支援



- ・要援護者へ電話や訪問にて安否確認を行う
- ・避難の必要があれば、個別避難計画に沿って、避難所等への避難支援をします。

救護・引継ぎ

避難所等では、自主防災組織の担当者や区役所職員などが要援護者名簿を利用して最終的な安否確認を行い、状況に応じて可能な救護や医療機関等へ引き継ぎます。

